

○恵那市公共基準点保全要綱

平成19年4月1日告示第48号

改正

平成28年3月4日告示第15号

平成31年3月11日告示第24号

恵那市公共基準点保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に規定する地籍調査に伴い市が設置した地籍図根点及び測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき国が設置した街区基準点（以下「公共基準点」という。）の取扱い及び保全について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地籍図根点 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第43条第1項に規定する地籍図根三角点及び地籍図根多角点をいう。
- (2) 街区基準点 街区三角点（公共基準点2級相当）、街区多角点（公共基準点3級相当）であつてかつ永久標識として設置したものをいう。
- (3) 測量の記録及び成果 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通達。以下「運用基準」という。）第19条第1項に規定する記録及び成果をいう。
- (4) 測量 法第3条に規定する測量をいう。

(公共基準点の公表)

第3条 市長は、公共基準点の保全に伴い、公共基準点の種類及び位置を公表しなければならない。

(公共基準点の使用の承認等)

第4条 測量を実施するため、法第39条において準用する法第26条又は法第44条第1項の承認を受けて公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号—1）を市長に提出し、公共基準点使用承認書（様式第1号—2）により、市長の承認を受けるものとする。

2 公共基準点を使用する者は、市長が交付した公共基準点使用承認書を常時携行し、提示の

請求があった場合は、これを提示しなければならない。

- 3 前項の規定により測量を実施した者は、公共基準点使用報告書（様式第2号）により、市長に使用結果を報告しなければならない。

（工事施工の届出）

第5条 工事主又は工事施工者（以下「工事主等」という。）が、公共基準点付近で次の各号のいずれかに該当する工事を行うときは、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第3号—1）を市長に提出し、その意見を聴かななければならない。

- （1）掘削底面の地籍図根点寄りの端から上方45度の線の内側に公共基準点及び公共基準点保護構造物（以下この条において「公共基準点及び構造物」という。）が入る掘削を伴う工事
 - （2）公共基準点構造物から半径10メートル以内で実施するくい打ち又はくい抜き等地盤へ振動を与える工事
 - （3）その他公共基準点及び構造物に影響を及ぼすおそれのある工事
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。
- （1）位置図
 - （2）断面図
 - （3）平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - （4）引照点図
 - （5）現況写真（公共基準点、公共基準点周辺、及び全引照点を確認できるもの）
 - （6）その他市長が指示する測量資料

- 3 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事主等は速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第3号—2）を市長に提出し、その公共基準点及び構造物の確認を受けなければならない。

- 4 前項の報告書には、次に掲げる図書のいずれかを添付するものとする。

- （1）公共基準点及び構造物の異状の有無が確認できる測量資料
 - （2）公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果が確認できる測量資料
- （一時撤去）

第6条 工事主等（公共団体の工事及び公共基準点の設置されている土地・建物の所有者、又は管理者（以下「土地所有者」という。）の行う工事を除く）が、公共基準点を一時的に撤去する必要があるときは、あらかじめ市長に公共基準点一時撤去承認申請書（様式第4号

- 1) を提出し、公共基準点一時撤去承認書（様式第 4 号— 2）により承認を受けなければならない。
- 2 公共団体が、公共基準点を一時的に撤去する必要があるときは、公共基準点担当課長に公共基準点一時撤去協議書（様式第 5 号— 1）を提出し、公共基準点一時撤去協議回答書（様式第 5 号— 2）により回答を得なければならない。
- 3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去する必要があるときは、土地所有者等は、公共基準点一時撤去請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による申請書及び第 2 項の規定による協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。
- (1) 位置図
 - (2) 断面図
 - (3) 平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (4) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
 - (5) 現況写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
- （移転）

第 7 条 工事主等、公共団体又は土地所有者等が法第 39 条において準用する法第 24 条の移転を請求するときは、あらかじめ市長に公共基準点移転請求書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

（復元）

第 8 条 工事主等又は公共団体は、公共基準点付近での工事又は一時撤去によりその効用に支障をきたしたときは、当該公共基準点を従前と同一の構造で復元し、測量の記録及び成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において、同一の構造による復元が不可能な場合は、市長と協議の上、変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点及び構造物を滅失又はき損した場合は、前 2 項を適用する。

（復元工事の施行者）

第 9 条 公共基準点及び構造物を復元する工事（以下「復元工事」という。）は、その事故原因者が行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が行うものとする。

- (1) 公共基準点の一時撤去が、第6条第3項の規定による土地所有者等からの請求によるものであるとき又は復元工事の原因となる工事が、当該公共基準点に係る土地所有者等が施行する工事であるとき。
 - (2) 法第39条において準用する法第24条の移転であるとき。
 - (3) 工事主等による復元工事が困難であると市長が認めたとき。
- 2 工事主等は、復元工事で測量を実施する場合、法第48条第1号に規定する測量士又は測量士補の資格を有する者でかつ法第33条第1項に規定する作業規程に基づく公共基準点測量の経験を有する者のうちから選定するものとする。
 - 3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事主等と市長は協議のうえ施工者を決定するものとする。
 - 4 測量の記録及び成果の点検は、市長が行う。
(復元工事及び測量)

第10条 工事主等は、復元工事を実施するときは、あらかじめ市長に公共基準点復元工事施工承認申請書(様式第8号)を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 工事主等は、復元工事が完了したときは、市長に公共基準点復元工事完了届出書(様式第9号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。なお、市長の承認が得られないときは、直ちに補修して再度承認を受けなければならない。
- 3 工事主等は、前項届出書に復元工事の工事実施状況(品質、出来高及び工程等)を明らかにする状況写真を添付するものとする。
- 4 復元工事に係る測量は、法、国土調査法、準則及び運用基準に従い行わなければならない。
(費用負担)

第11条 公共基準点の一時撤去若しくは移転又は復元工事に要する費用は、その費用に係る一時撤去又は移転が第6条第3項又は第7条の規定による土地所有者等からの請求による場合、又は復元工事の原因となる工事が当該公共基準点に係る土地所有者等が施行する工事である場合を除くほか、工事主等又は公共団体の負担とする。ただし、市長が工事主等又は公共団体の負担を適当でないとするときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月4日告示第15号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日告示第24号）

この告示は、告示の日から施行する。

公共基準点使用承認申請書

恵那市長 様

申請者住所
 (工事施工者) 氏 名 ㊦
 電話番号

恵那市公共基準点保全要綱第4条第1項の規定により、公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで（日間）
測量地域		
使用する公共基準点 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)		<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点： <input type="checkbox"/> 街区多角点： 計 点
測量方法		
測量計画 機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
測量作業 機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
備考		

公共基準点使用承認書

様

年 月 日付の公共基準点使用承認申請について、恵那市公共基準点の使用を承認します。

使用目的		
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで（日間）
測量地域		
使用する公共基準点		<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点 　　： <input type="checkbox"/> 街区多角点 　　： 計 点
測量方法		
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
承認条件		
1 測量作業者は、公共基準点使用時にはこの公共基準点使用承認書を携帯すること。 2 測量作業者は、公共基準点及び保護構造物の取扱いには十分留意し、保全及び周囲の美化に努めること。 3 測量作業者が公共基準点及び保護構造物に損害を与えた場合は、速やかに市担当者へ報告し、復旧方法、費用負担について協議すること。 4 測量作業者は、公共基準点の使用が完了したときは、公共基準点使用報告書（別記第2号様式）を市長に提出すること。		
承認番号		号
年 月 日		
		恵那市長 印
担当者連絡先		

全部改正〔平成28年告示15号〕

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

公共基準点使用報告書

恵那市長 様

報告者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

年 月 日付の公共基準点使用承認申請による公共基準点の使用結果について、下記のとおり報告します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）	
測量地域		
使用した公共基準点 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)	<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点 計 点 <input type="checkbox"/> 街区多角点 点	
使用承認番号		
測量 機 作 業 関 連	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
使用結果 (精度)	No. ~No. 相対精度 1 : No. ~No. 相対精度 1 : No. ~No. 相対精度 1 : No. ~No. 相対精度 1 :	
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)	

年 月 日

公共基準点付近での工事施工届出書

恵那市長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

恵那市公共基準点保全要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出を提供します。

工事名		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)
工事場所		
公共基準点番号 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)		<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点 　　： <input type="checkbox"/> 街区多角点 　　： 計 点
工事概要		
占業 用企 業者	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
工請 負者	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
添付図面		1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他図面
そ の 他		1 現況写真

年 月 日

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

恵那市長 様

報告者 住 所
氏 名 ㊦
電話番号

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、
下記のとおり報告します。

工事名		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)
工事場所		
公共基準点番号 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)		<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点： <input type="checkbox"/> 街区多角点： 計 点
公共基準点 の 状 況		(1) 測量標のき損状況：
		(2) 構造物のき損状態：
		(3) その他：
工事請負者	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
添付図面		1 しゅん工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

年 月 日

公共基準点一時撤去承認申請書

恵那市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

工事のため支障となる公共基準点の一時撤去について、下記のとおり申請します。

一時撤去理由	
工 事 名	
工 事 場 所	
一時撤去公共基準点 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)	<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点 　　： <input type="checkbox"/> 街区多角点 　　： 計 点
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）
一時撤去期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）
工 事 請 負 者	名 称
	担当者名
	所在地
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 再設置位置図
そ の 他	1 現況写真

年 月 日

公共基準点一時撤去承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の一時撤去について、下記のとおり承認します。

承認事項	
工事名	
工事場所	
一時撤去公共基準点	<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点： <input type="checkbox"/> 街区多角点： 計 点
完了期日	年 月 日までとする
<p>承認条件</p> <p>1 再設置する公共基準点及び構造物は、既設と同等または同等以上の品質及び構造とすること。</p> <p>2 復旧工事完了後は、市へ速やかに公共基準点復元工事完了届出書（別記第9号様式）を提出し、市の確認を受けること。</p> <p>3 承認後、復旧内容に変更が生じた場合は、市へその旨を速やかに届け出ること。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">恵那市長 印</p>	
担当者連絡先	

全部改正〔平成28年告示15号〕

様式第5号—1（第6条関係）

年 月 日

公共基準点一時撤去協議書

恵那市長 様

協議者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

工事のため支障となる公共基準点の一時撤去について、下記のとおり協議します。

一時撤去理由	
工 事 名	
工 事 場 所	
一時撤去公共基準点 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)	<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点 　　： <input type="checkbox"/> 街区多角点 　　： 計 点
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）
一時撤去期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）
工 事 請 負 者	名 称
	担当者名
	所在地
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 再設置位置図
そ の 他	1 現況写真

公共基準点一時撤去協議回答書

様

年 月 日に協議のありました公共基準点の一時撤去について、下記のとおり承認したことを回答します。

承認事項	
工事名	
工事場所	
一時撤去公共基準点	<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点： <input type="checkbox"/> 街区多角点： 計 点
完了期日	年 月 日までとする
承認条件 1 再設置する公共基準点及び構造物は、既設と同等または同等以上の品質及び構造とすること。 2 復旧工事完了後は、市へ速やかに公共基準点復元工事完了届出書（別記第9号様式）を提出し、市の承認を受けること。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 恵那市長 印 </div>	
担当者連絡先	

全部改正〔平成28年告示15号〕、一部改正〔平成31年告示24号〕

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

公共基準点一時撤去請求書

恵那市長 様

請求者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

工事等のため支障となる公共基準点の一時撤去について、下記のとおり請求します。

一時撤去理由	
請求場所	
一時撤去公共基準点 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)	<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点 　　： <input type="checkbox"/> 街区多角点 　　： 計 点
請求期限	年 月 日まで
備 考	

一部改正〔平成31年告示24号〕

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

公共基準点移転請求書

恵那市長 様

請求者 住 所

氏 名

④

電話番号

工事等のため支障となる公共基準点の移転について、下記のとおり請求します。

一時撤去理由	
請求場所	
移転請求公共基準点 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)	<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点 　　： <input type="checkbox"/> 街区多角点 　　： 計 点
請求期限	年 月 日まで
備 考	

年 月 日

公共基準点復元工事施工承認申請書

恵那市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
電話番号

公共基準点の復元工事を施工したいので、下記のとおり申請します。

工 事 名		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで（日間）	
工事場所		
公共基準点番号 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)	<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点 　　： <input type="checkbox"/> 街区多角点 　　：	計 点
工事概要		
工事主	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
工事請負者	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
添付写真	工事实施状況写真（品質、出来高及び工程等を明らかにすること）	

上記の者が、恵那市公共基準点の復元工事を施工することを承認します。

年 月 日

恵那市長 ④

年 月 日

公共基準点復元工事完了届出書

恵那市長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

年 月 日に届け出た公共基準点復旧工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

工 事 名		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで（日間）
工事場所		
公共基準点番号 (必要な項目に☑し、 基準点番号を記入)		<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点： <input type="checkbox"/> 地籍図根多角点： <input type="checkbox"/> 街区三角点 　　： <input type="checkbox"/> 街区多角点 　　： 計 点
公共基準点 の状況		(1) 測量標のき損状況：
		(2) 構造物のき損状態：
		(3) その他：
工 事 請 負 者	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
添付図面		1 しゅん工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

上記の者が、恵那市公共基準点の復元工事を完了したことを承認します。

年 月 日

恵那市長 ㊟